

# 令和５年度 勝山市職員採用候補者試験 (ジョブ・リターン採用) 案内

受付期間 令和５年６月３０日（金）から８月８日（火）  
（郵送の場合は８月８日付消印有効）

試験日 令和５年８月２０日（日）

試験会場 勝山市教育会館  
（勝山市元町１丁目５番６号）

※ 試験に関する問い合わせ及び申込書の請求、申込は

勝山市総務課人事職員係

〒911-8501 福井県勝山市元町１丁目１番１号

電話 0779-88-1113（ダイヤルイン）

FAX 0779-88-1119

メール [syokuin@city.katsuyama.lg.jp](mailto:syokuin@city.katsuyama.lg.jp)

## 1 試験区分及び採用予定人員等

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容                                                  |
|------|--------|-------------------------------------------------------|
| 保健師  | 若干名    | 保健師としての専門的業務のほか、一般行政事務に従事                             |
| 技術職  | 若干名    | 農業、林業、土木、建築、電気、機械、化学等の部門における技術職としての専門的業務のほか、一般行政事務に従事 |

## 2 採用予定日

令和５年１０月１日

### 3 受験資格

- (1) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる機関の職員として採用され、結婚、出産、育児、介護、傷病などのやむを得ない事情により退職した者若しくは退職を予定している者のうち、次の全てに該当するもの
  - ア 採用予定日時点で45歳以下の者
  - イ 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる機関において、保健師にあつては保健師助産師看護師法第2条の規定に基づき保健師の名称を用いて保健指導に従事する期間が10年以上有する者、技術職にあつては農業、林業、土木、建築、電気、機械、化学等で5年以上の実務経験を有する者。ただし、次に掲げる職員として勤務した期間を除く。
    - ・地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
    - ・地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
    - ・地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
    - ・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
    - ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条各項の規定による任期付職員
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者(地方公務員法第16条の欠格条項)は受験できません。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 勝山市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 試験の詳細

- (1) 日時 令和5年8月20日(日) 午前8時30分集合
- (2) 場所 勝山市教育会館(勝山市元町1丁目5番6号)
- (3) 内容 作文試験 午前8時50分～午前9時50分  
口述試験 午前10時00分～
- (4) 方法 作文試験 課題に対する論理的思考力・表現力をみるため、記述式による筆記試験を行います。  
口述試験 1人20分程度の個別面接試験を行います。
- (5) 合格発表 令和5年8月下旬頃に、合格者の受験番号を勝山市役所前掲示板に掲示するほか、勝山市の公式ホームページにも掲載します。また、受験者全員に結果を通知します。
- (6) 受験資格等の確認 受験資格の有無、試験申込書記載事項の真否について調査します。その他学歴の卒業証明書、成績証明書、職歴証明書等を求めることがあります。傷病等を事由とした退職の場合については、健康状態などを確認させていただきます。

### 5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、その中から採用を内定し、その後採用決定する

ことになります。

(給与)

ア 給料

採用時の給料月額（職務の級及び号給）については、採用される方の国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる機関の職員としての職歴と、それ以外の期間における職歴等を勘案して決定します。

イ 手当

勝山市職員の給与に関する条例の規定に基づき、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の手当が支給されます。

(補職)

採用時は、主査級以下の職員として採用します。

## 6 受験手続

(1) 試験申込書の請求等

ア 郵送で請求する場合

郵送で試験申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員採用候補者試験申込書請求」と朱筆し、返信用封筒（角 2 33cm×24cm：140 円切手を貼付し表に宛先を明記）を同封してください。

請求先 勝山市役所 総務課 人事職員係

(〒911-8501 勝山市元町1丁目1番1号)

イ ホームページからダウンロードする場合

勝山市ホームページ (<http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>) の「職員採用」のコーナーから「令和5年度勝山市職員採用候補者試験のお知らせ」をクリックしデータ一覧から「勝山市職員採用候補者試験申込書」をダウンロードし、A4厚手白色上質紙（ケント紙）に黒字両面印刷してください。（4枚目の「退職予定届出書」は退職予定者のみ印刷してください）

(2) 試験申込先及び申込方法

試験申込書に必要事項を記入し、本人の写真（上半身脱帽、縦4cm×横3cmで、申込前6月以内に撮影したもの）を所定の箇所に貼付し、勝山市役所 総務課 人事職員係へ提出してください。（4枚目の「退職予定届出書」は退職予定者のみ提出してください）

## 7 試験申込書受付期間

- (1) 試験申込書の受付期間は、令和5年6月30日（金）から令和5年8月8日（火）までとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（土、日曜日、祝日を除く）。
- (2) 郵送の場合は「書留郵便」とします。8月8日（火）までの消印のあるものは受け付けますが、8月4日（金）以降は「速達書留」で郵送してください。

## 8 その他

- (1) 受験票は受付期間終了後に郵送します。8月15日（火）になっても届かない場合は総務課まで必ず連絡してください。
- (2) 申込状況によっては試験時間に変更になる可能性があります。その場合は、別途お知らせいたします。